論 文

ベトナム労働党と南ベトナムにおける民衆の同時蜂起

――第4回ベトナム労働党南部委員会決議の検討を中心に――

福田忠弘*

はじめに

1954年のジュネーヴ会議によって、ベトナムは一時的に南北に分断され、2年後の1956年に南北ベトナムを統一するための選挙を行うことが決定された。ジュネーヴ会議後のベトナム労働党の主要な政策目標は、1956年に予定されていた統一選挙の実施を要求するために、国際的にはジュネーヴ会議の議長国であったイギリス、旧ソ連に働きかけると同時に、国内においても統一選挙の実施を、南ベトナム政権に要求していくというものであった。南北統一選挙の実施を南ベトナム政権に求めるために、ベトナム労働党は「南北共通の統一戦線」として、1955年にベトナム祖国戦線(Mat Tran To Quoc Viet Nam(1))を設立した(2)。

ベトナム労働党は、1956年の選挙の実施を要求するために、南北ベトナムにおいて同一の政治闘争を行なっていくという路線をとっていた。しかし、ジュネーヴ会議によって完全に解放され、社会主義化の道を進む北ベトナムと、ゴー・ディン・ジェム政権による革命勢力への激しい弾圧が行なわれている南ベトナムとを同一視し、南北で同じ政策をとることには無理が

あった。このベトナム祖国戦線は、南ベトナム においては, 南ベトナムの憲法, 法律の枠内で 合法的に政治闘争を推進していくというもので あったが、ゴー・ディン・ジェム政権下、ベト ナム祖国戦線の活動は非合法化され, ベトナム 祖国戦線による政治活動を行うことはできな かった。政治闘争による南北統一選挙の要求が 失敗し、1956年の選挙が実施されない状況を迎 えても、ベトナム労働党は南ベトナムにおける 政治闘争の遂行を継続した。この路線に変更が 加えられるのは、1959年に行われたベトナム労 働党第15回中央委員会議においてであった。こ の会議での決定事項は第15号決議とよばれ、こ の決議によって武力を補助的に使用しながら, 政治闘争を主に用いて,南ベトナムの解放を 行っていくことが決定された。この決議はベト ナム戦争の歴史においてもっとも重要な決議の 一つとされ、この決議の存在はしばらくの間、 西側諸国には秘密にされていた。また、1960年 に行われた第3回ベトナム労働党大会は、北ベ トナムにおける社会主義革命(第1次5カ年計 画の策定)と、1975年4月の南ベトナム完全解 放にいたる基本的枠組みを決定した大会とし て, きわめて重要な意義をもった(これ以後,

^{*}早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程6年

次の党大会が開かれたのがベトナム戦争終結後の1976年であった)。この第3回党大会において、南ベトナムの解放に大きな影響を与えた南ベトナム解放民族戦線 (Mat Tran Dan Toc Giai Phong Mien Nam Viet Nam) の結成が決議された。この南ベトナム解放民族戦線は、「南北共通の統一戦線」として設立されたベトナム祖国戦線とは異なり、「南部の人民が主体」となって、南ベトナムの解放を達成することを目的としていた。また、その手段もベトナム祖国戦線が行っていた政治闘争路線のみではなく、武力闘争を補助的に行うことが決定された。

南ベトナムでの民衆の同時蜂起や、南ベトナ ム解放民族戦線の設立などの反政府運動の高ま りを受けて、アメリカのケネディ政権は南ベト ナムへの軍事顧問団を増派した。アメリカの特 殊戦争の始まりであった(3)。アメリカのベトナ ムへの介入の論理は、南ベトナムにおける反政 府活動の激化は、北ベトナムから侵入した共産 主義者が民衆を扇動しているからであり、アメ リカ軍を派遣して、北ベトナムからの共産主義 者の浸透を食い止めなければならないというも のであった。一方ベトナム労働党は、南ベトナ ムで発生している民衆の反政府運動は、民衆の 自発的な活動であり、共産主義者が侵入してい るというアメリカの主張は誤りであり、アメリ カが軍隊を派遣するのは, ジュネーヴ協定に違 反していると主張した。つまり当時の南ベトナ ムで発生していた民衆の同時蜂起をどのように 評価するかによって、ベトナム戦争への評価も 異なるものとなるのである。

ベトナム国内においても,1959年の第15号決議と,1960年以降各地で発生する民衆の同時蜂起との関係について,その評価は一致していな

い。そこで本論文では、第15号決議と1960年に 南ベトナムのベンチェ省で発生した民衆の同時 蜂起の関係について検討することを目的として いる。これまで、民衆の同時蜂起についての研 究については、民衆の蜂起を指揮したグエン・ ティ・ディン(Nguyen Thi Dinh)による回顧 録がもとになって研究が行なわれてきたといえ る。グエン・ティ・ディンの回顧録では、民衆 の蜂起をどのように成功させたのかがその中心 となっている [Nguyen](4)。また、小倉貞男によ る研究の中でも, グエン・ティ・ディンに対し てインタビューが行なわれている[小倉]。後段 で検討するが、グエン・ティ・ディンは第15号 決議に基づいて、民衆の蜂起を行なったと述べ ていた。ベトナム戦争における民衆の同時蜂起 の意味について考察を行なった研究として. 吉 沢南の研究があげられる [吉沢]。本論文では、 先行研究がすでに行なってきた, グエン・ ティ・ディンが民衆の蜂起をどのように成功さ せたのか、という点については考察の対象とし ない。本論文では, 当時のベトナム労働党と南 ベトナムでの革命運動(特に民衆の蜂起)の間 に、どのような関係があったのかについて検討 することが目的である。これまでの通史的な解 釈では、1959年の第15号決議がきっかけとな り、1960年の民衆の同時蜂起が発生したとされ ている。最近ベトナムでは、 当時のベトナム労 働党がだした決議, 指示などがまとめられて. 『党文献:全集』として公刊されている。これら の資料を見る限り、第15号決議は民衆の蜂起を 指示した決議というよりは、南ベトナムの革命 勢力が、政治闘争とともに武装闘争も同時にで きるようにした決議であったと評価する方が適 切であるように思われる。また, 『党文献:全

集』中の資料によって、ベトナム労働党中央がだした第15号決議を巡って、1959年11月に第4回ベトナム労働党南部委員会議(5)が開かれていたことが明らかになった。そこで、本論文では、これらの資料を用いて、ベトナム労働党南部委員会が第15号決議をどのように評価し、南ベトナムにおける革命運動に適用していったのかという点について検討する。本論文の意義は、ベトナムで新たに公開された新資料を用いて研究を行う点にある。新資料を検討することにより、当時のベトナム労働党と民衆の蜂起との間にどのような関連性があったのか、もしくはなかったのかについて明らかにすることができると考えている。

第1節 ゴー・ディン・ジェム政権下の 南ベトナム

サイゴンにゴー・ディン・ジェム政権が誕生したのは、ジュネーヴ会議が行われていた1954年7月7日であった。ゴー・ディン・ジェムが首相となったベトナム国(いわゆる南ベトナム)は、ジュネーヴ会議に強硬に反対していった。ジュネーヴ会議において、ジェム政権の反対意見が聞き入れられないことが明らかになると、ジュネーヴ協定に反対していたアメリカとともに、ジュネーヴ協定へのサインを拒否した。

ジュネーヴ協定へのサインに反対した両国は、その連携を深めていった。ジュネーヴ会議直後の1954年9月8日には、フィリピンの首都マニラでアメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、パキスタンが、東南アジア条約機構(SEATO)を結成し、ラオス、カンボジア、南ベ

トナムを条約の適用地域にした。ジュネーヴ協 定においては、南ベトナムはいかなる軍事同盟 にも参加することが禁止されていた。南ベトナ ムを SEATO に組みこんだことは明らかにジュ ネーヴ協定違反であった。10月には、アメリカ のアイゼンハワー大統領が, ゴー・ディン・ ジェム政権への直接援助給与を通告した。12月 には、アメリカ、南ベトナム訪問特別代表の ロートン・コリンズ大将とフランスのエリ将軍 との間で、南ベトナム軍の組織と訓練をアメリ カ軍に委託する協定が調印された。このことに より、政治・軍事両面でアメリカの役割が増大 していった。翌1955年2月には、アメリカ軍事 援助顧問団がサイゴン政府軍の訓練を開始し た。サイゴンにいた軍事援助顧問団は次第に増 員され、327人だった顧問団が、1960年末には 900人にまで膨れ上がった。

アメリカは南ベトナムに対して、軍事援助のみならず多大な経済援助も行っていた。しかし、アメリカの援助の目的そのものが、反共国家を創出し、反共の砦とすることであったために、民族国家としての自立を可能ならしめるような国家建設部門への援助は期待できなかった。経済援助の多くも、軍隊と警察力の維持費に回された。教育、保健、工業開発などの民政部門はすべて後回しにされた。一方、南ベトナムの街角にはアメリカから流れ込んだ消費物資が溢れたが、ベトナム人の中でそれらのものを買えるのは、限られた上流社会の人達であり、多くの国民はインフレと失業に苦しむこととなった。

ゴー・ディン・ジェム政権下の南ベトナムで成功するためには、「3つのD」が必要だと言われた。それは、ジェム(Diem)一族であること、

Dao つまり宗教はカトリックであること, そし て3つ目は Dia Phuong つまり地方は、ジェム と同じく中部ベトナムの出身であることであっ た[谷川:145]。ジェム一族の専制支配による 弾圧と生活窮乏の中で, 人民の反政府闘争が発 生してくるのは当然の事態であった。ゴー・ ディン・ジェムは、様々な形の民衆の抵抗運動 を, 自らの失政・悪政に由来するものとは認識 せず, 共産主義運動として単に弾圧を加えて いっただけだった。ゴー・ディン・ジェムは 次々と弾圧を加えていった。1955年12月29日か ら1956年5月31日 まで, グエン・フェ (Nguyen Hue) 作戦を行い、1,005人の共産主義 者が逮捕され、681人が殺害された。非共産主 義者の逮捕者も8,649人にのぼった。1956年6 月28日から8月31日まで行われた、トアイ・ ゴック・ハウ (Thoai Ngoc Hau) 作戦では, 2,117人が逮捕され、441人が殺害された。非共 産主義者も124人が逮捕され、106人が殺害さ れ、60人が負傷した。1956年7月17日から9月 15日まで、チュン・タン・ブウ (Truong Tan Buu) 作戦が行われ、共産主義者882名が逮捕、 102名が殺害された [Thayer: 81-83]。

1958年12月1日に、ゴー・ディン・ジェム政権は、サイゴンの北西32キロにあるフーロイ収容所に収容されていた、5,000人の政治犯の食事に毒物を混入し、1,000名以上を毒殺するという事件をおこした(๑)。ゴー・ディン・ジェム政権は、共産党狩りに合法性を与えるべく、1959年5月6日、ゴー・ディン・ジェム政権は、破壊活動防止法(10/59法)を公布した[陸井:212-215]。この法律は、「国家の安全に反する企て」をした者、またはその「共謀者」、その他反政府組織に何らかの関係をもった者すべ

てに死刑判決をくだし、3日以内に処刑をする というものであった。この法律は、ジェム政権 によって恣意的に運用され、多くの人々が犠牲 になった。これらのジェム政権の弾圧により、 南ベトナムの革命勢力は壊滅寸前の状態にまで 追いやられることになったのである。

第2節 南ベトナムの革命運動とベトナ ム労働党の政策

1959年に行われた第15回ベトナム労働党中央委員会議において、ベトナム戦争に大きな影響を与える決定がなされた⁽⁷⁾。この第15号決議によって、南ベトナムにおいて軍事力を補助的に使用して、南ベトナム政権を倒し、南ベトナムの解放を行っていくという方針が決定された⁽⁸⁾。また、南ベトナムにおける革命は、蜂起によって政権を奪取し、その政権を人民の手に返すことであるとも決定された。これまでベトナム労働党は、南ベトナムの憲法、法律の枠内で合法的な政治闘争を行う路線を採用していた。第15号決議によって軍事力を補助的に使用して、南ベトナム政権を倒すことを明確にしたことは、大きな路線転換であった。

第15号決議によって武力闘争を補助的に行い、民衆が蜂起を行い、南ベトナム政権を打倒することが決定されたが、あくまでも主体は政治闘争であった。この第15号決議が決定された前後に、ベトナム労働党総書記が、ベトナム労働党南部委員会に対して、第15号決議の内容を補足する指示を送信した。この指示書によって、ベトナム労働党が武力闘争と政治闘争の関係を、どのように捉えていたのかが明らかになるので、ここで検討を加える。

「経済と政治の要求について、大衆による広範な政治闘争を行うとともに、より機敏で、より強固な武装宣伝活動を組み合わせる必要がある。武装宣伝隊の力は、政治闘争を補助するように使用しなくてはならない。また、敵が民衆に対して、残忍なテロ政策を行なう場合、民衆の生命財産を守るために、武装宣伝隊は、時に応じて、強力に、そして機敏に武力を使用して、敵のもっとも残忍な部分に痛烈な一撃を加えなくてはいけない。もし民衆に対して残忍な暴力を使用するならば、それに対し、民衆も暴力を使用するということを敵の兵士たちに知らしめなくてはいけない。そして、敵を次第に萎縮させなくてはいけない。

しかし、武装宣伝隊の力を使用するのは、大衆の政治闘争という戦略に貢献するために、ただ戦術(chien thuat)として用いるためだということをはっきりと認識しなくてはいけない。この使用(武装宣伝隊の武力の使用[筆者注])を、戦略レベルにまで拡大することは間違いであるが、戦術レベルで適宜使用しないのも正しくない。

上かし同時に、敵の挑発にのって、民衆の政治闘争が未熟な暴動となることを避けなければならない。(未熟な暴動を起こせば:筆者注)敵を敗北させ、我々が前進するために有利な時期を迎えるための、政治勢力を動員し、政治勢力を作り出すことができるいくつかの有利な条件を失うことになり、その結果、運動が受身の状態になる。(下線一筆者注)」「政治活動を基本とする他に、人民に依拠して、基地を作り、自衛のための武装勢力をつくり拡大することである。

方針としては、政治活動を運動の基礎とし、勢力をうまく隠し、秘密裏に活動する。しかし、革命勢力を守るのに必要な時は、機敏に、かつ断固として敵に対抗する。政治活動の基礎が発展したところに、自衛組織も発展する。同時に私たちが有利になり、敵が不利になるように、政治基地を拡大するために、自衛のための武装宣伝隊の活動も拡大しなくてはいけない。」[VKD-20-3: 511-517]

総書記の指示書の中で一貫して主張されているのは、政治闘争に主体をおき、武力闘争を補助的に用いるということである。総蜂起を積極

的に認めるというよりは,武力闘争をバランス よく展開することにより,政治闘争を有利にす すめていくことに眼目がおかれていたと言え る。

第15号決議によって、政治闘争と結合して武 力闘争を行うことが決定されたが、第15号決議 が出される以前の南ベトナムにおいては, どの ような革命運動が行われていたのであろうか。 これまでの研究で、第15号決議は、レ・ズアン の「南ベトナム革命綱領」(De Cuong Cach Mang Mien Nam:以下,レ・ズアン文書と表 記する)がもとになって作成されたことが明ら かになっている[福田(2004)]。レ・ズアン文 書は、1955年11月にレ・ズアンがベンチェ省に 入ってから1957年5月にハノイに戻るまでの 間,ベトナム労働党南部委員会の書記をしてい る時に執筆されたものであり、南ベトナム各地 の幹部と討議を重ねたうえで1956年8月に完成 された [TCLSD: 12; LSBN: 92]。レ・ズアン文 書の最大にポイントは、南ベトナムの解放の目 的は, 南ベトナム人民の革命により, 南ベトナ ム政権を打倒することにあると提示したことに あった。当時のベトナム労働党はまだ南ベトナ ム政府の憲法, 法律の枠内で, 南北統一選挙の 実施を要求していく路線をとっていたため、南 ベトナム政府を打倒するという路線がレ・ズア ン文書の中で提示されたのは、画期的な路線転 換であった。しかし, 武装闘争の発動について は、レ・ズアン文書の中では言及されていな かった。

レ・ズアンがベトナム労働党中央から召還されて北ベトナムに戻る以前に、1956年12月から1957年1月にかけて、カンボジアの首都プノンペンで、今後の南ベトナムでの活動方針につい

て, 第2回ベトナム労働党南部委員会議が行わ れた。この第2回会議について、満足のいく説 明をしている資料は現在のところ見当たらない が、多くの資料の記述から推測するに、1956年 6月の政治局決議(9)と、レ・ズアン文書をもと に、以下の諸点が決定されたと思われる「VKD-17]。(1)南ベトナムでは,政治的な改良を要求す るのではなく, アメリカージェムの南ベトナム 政権を打倒するという革命路線、特に政権奪取 のための武力総蜂起を目指すこと「NSKLSD: 129-131]。(2)さらに広範な階層を対象とする. 民族統一戦線の強化のための教育と宣伝活動を 行って行くこと。(3)南東地域の山岳地帯に武装 勢力を建設すること [Tran: 182]。(4)平野部に は、ドンタップムイ (Dong Thap Muoi) やウミ ン(U Minh)の旧基地に武装勢力を建設するこ とが決定された [HDKHXH 376-380; Tran: 182]。この会議をうけて、各地方で武装勢力の 建設が始められた。この時に作られた武装勢力 が、第15号決議のあと各地でおきた同時蜂起の 主要な勢力となった。またこの会議以降、レ・ ズアン文書は,これまでの政治闘争による統一 選挙の実施を求める路線から, 革命闘争によっ て南ベトナム政府を打倒するという路線転換の 説明として、南ベトナムにおける共産党員の思 想教育に使用されることになった。この会議以 降,南ベトナム解放民族戦線の設立が始められ たと考えられる。ベトナム労働党中央で南ベト ナム解放民族戦線の設立が決定されたのは1960 年であったが、南ベトナムにおいては、統一戦 線の設立準備はもっと早い段階から進められて いたと考えられる。南ベトナム解放民族戦線の 創立メンバーの一人で,後にボートピープルと してフランスに亡命したチュン・ニュー・タン

は、1958年にはすでに南ベトナム解放民族戦線 の萌芽がみられたと証言している[友田:48-49]。

つまり、南ベトナムでは、1956年の段階ですでに第15号決議と同様の内容のものが決定されていたのであり、1959年にベトナム労働党が第15号決議の決定を行なった時には、すでに南ベトナムにおける革命運動は、ベトナム労働党中央の予想よりもさらに進展していたのであった。

第3節 第4回ベトナム労働党南部委員 会議

1959年の第15号決議は、南ベトナムの革命運 動にどのような影響を与えたのか。第15号決議 が南ベトナムの革命勢力に伝えられることによ り, 南ベトナムで民衆の同時蜂起が発生した. というのが現在の通説である。しかし、第15号 決議と同時蜂起の関係をめぐっては、その評価 に若干の相違がある。小倉貞男のベトナム戦争 当事者へのインタビューをもとにした研究によ れば、この見解の相違は明らかである。ファ ン・ヴァン・ドン(元ベトナム民主共和国首 相)は、「第十五号決議は、党の指導部によって 決定されたもっとも重要な決議だった。全国民 が武装して抗米戦線に立ち上がることが決定さ れた決議だった。この決議は、南ヴェトナムの 民衆を奮い立たせた。南の全土にわたって、都 市, 平野, 山岳地帯に蜂起が拡大した。民衆の 戦争では『蜂起』は、第一段階である。ヴェト ナム戦争は、民衆の戦争なくしては勝利はな かった。蜂起の第二段階は、南ヴェトナムに統 一戦線を樹立し、南における抵抗戦争の指導部 を樹立したことである。これによって、南にお

ける政治闘争・武力闘争の拠点ができた」と述 べている。南で活動していたチャン・ヴァン・ ザウ (南における著名な革命指導者) は、「十五 号決議は、ヴェトナム労働党が公式に抗米救国 闘争をスタートさせた宣言である。だが、南部 の人民に対する総蜂起の指令ではない。南ヴェ トナムの民衆が武装闘争と政治活動とを同時に やれるように指示したものだ」。「南の闘争は、 レ・ズアンが指揮していた。レ・ズアンは北へ 行って,直接,北の指導部へ,南の革命に対し てどのような新しい南部革命の政策をつくるの か、どのような闘争をやるのか、南の意見を主 張した。ハノイの党中央は、レ・ズアンの報告 によってはじめて武装闘争を拡大すべきだとわ かった。北は、十五号決議を決議したというが、 むしろ, ハノイの党中央は、十五号決議をつく らなければならなかったのだ」と述べている [小倉:88-90]。第15号決議を民衆の蜂起の指示 とみるか、第15号決議を単に「武装闘争と政治 活動とを同時にやれるように指示した」ものと みるかで、その評価は異なっているのである が,前節で紹介した第15号決議と総書記の指示 を読む限り, チャン・ヴァン・ザウの評価の方 がより的を射ていると筆者には感じられる。

南ベトナムにおける最も有名な民衆蜂起は、ベンチェ省の蜂起であろう。ベンチェの民衆蜂起を指示したのは、グエン・ティ・ディンであった。このグエン・ティ・ディンがどのような指示を党中央、もしくはベトナム労働党南部委員会から受けていたかが第15号決議と民衆の同時蜂起をつなぐ鍵になると思われる。グエン・ティ・ディンの回顧録では、民衆が武器もない困難な状況でベンチェでの民衆蜂起をいかに指揮したかが中心に書かれているが、グエ

ン・ティ・ディンがどのような指示に基づいて いたのかが、はっきりしない [Nguyen]。小倉 貞男のインタビューをもとに構成される研究に よると、グエン・ティ・ディンは1959年12月に 第15号決議を受け取ったことになっている[小 倉:73]。そして,第15号決議をもとに民衆蜂起 を起こしたとインタビューに応えていた。吉沢 南の研究でも、第15号決議により、グエン・ ティ・ディンが同時蜂起を起こしたとされてい る [吉沢:48-54]。ベンチェの蜂起について書 き残している、アン・バオ・ミンは、グエン・ ティ・ディンが「地域会議のきわめて重要な決 定をもってくるはず」であり、その新しい決定 は、「武装反乱の指令であった」と記述している [アン:490-492]。しかし、第15号決議において は長期的な目標としての蜂起については言及さ れているが、直前の目標としての蜂起の指令は だされていない。また、第15号決議の前後にだ された総書記の指示においても, 蜂起を行う指 令はだされていなかった。ベンチェにいたグエ ン・ティ・ディンは、1959年11月から12月にか けて, ベンチェから当時南部抵抗指令部が置か れていたドンタップムイまで、往復1ヶ月かけ てある重要な政策をとりにいったとされてい る。この点については、いくつかの資料で明ら かであるが、この時にグエン・ティ・ディンが 受け取った指令とは、どのようなものだったの か。この点について検討を行うのが本節の目的 である。この時、グエン・ティ・ディンがとり にいったのは、時期的に考えて1959年11月に行 なわれた第4回ベトナム労働党南部委員会議の 決議だったと考えられる。この会議によって, 第15号決議についての討議がなされ、今後の南 ベトナムにおける革命方針が決定された。最近

ベトナムで公刊されている『党文献:全集』に よって、その決議文が明らかになった。この文 書を検討した先行研究は、筆者管見のところま だ存在しない。

第4回ベトナム労働党南部委員会議の決議では、3つの章に分かれている。第1章の「情勢」 (Tinh Hinh), 第2章の「任務」(Nhiem Vu), 第3章の「具体的ないくつかの活動」(May Cong Tac Cu The) である。

第1章において南ベトナムにおける革命運動 について、以下のような認識を示している。

「運動を点検した結果, 南部委員会議 (hoi nghi Xu Uy) は、次のように認識する。: 党の正しい路 線,党員および党幹部の不屈の闘争精神,民衆の英 雄的で強固な革命闘争によって, 私たちは革命運 動、各組織、武装宣伝隊を維持することができた。 この数年間,政治闘争は,武装宣伝隊の活動と結合 することにより、革命運動を補助し、促進してきた。 (下線一筆者注) いくつかの地域において, 武装宣伝 隊の活動は敵の勢力を弱め、私たちの勢力を優勢に した。革命の影響と基地は拡大し、私たちの勢力が 弱い地域、私たちの勢力が粉砕されてしまった地域 において、敵の活動を制限したり、分散させたりす るように作用した。これまでの武装宣伝隊の活用 は,戦術の範囲内で革命運動の推進を補助してきた のであるが、しかし、私たちはまだ正しいレベルで 武装宣伝隊の活動を行っておらず、敵への政治的な 攻撃となるような武装宣伝隊の威信や名分につい て、まだ明らかにしていない。ある場所では(武装 宣伝隊が:筆者注)守勢に回っているため敵よりも 弱く、ある場所ではまだ武装宣伝隊が活動していな いので、敵は次第に優勢になっている。これらの点 は、革命運動に多大な損害をもたらした。したがっ て,委員会議は,この数年間の勝利の教訓を以下の ように認識する。民衆の政治勢力に依拠することを 主とし, 民衆の広範な政治闘争を主とし, 合法的な 革命運動を維持する。革命を前進させるために、敵 の政策に反対する闘争をすることは非常に重要で, 意義のあることである。」[VKD-20-4: 984]

下線を引いた箇所から明らかになるように、 南ベトナムにおいては、すでに革命運動のなか で武装闘争を発動し政治闘争を補助していた。 この動きは、1956年の第2回ベトナム労働党南 部委員会議の後から行なわれていたものと考え られる。

そして,現在の革命運動の情勢については, 以下のような認識を示した。

「現在の南ベトナムにおける革命運動は、『直接革命の時期にはまだ至っていない』ということをはっきりと認識しなくてはいけない。(下線一筆者注)したがって、現在の南ベトナムの革命において重要なことは、民衆の政治闘争運動、党の指導勢力を堅固にし、革命を勝利にむけて前進させるために基本的な条件を作りだすような、勢力を蓄積することである。」[VKD-20-4: 985]

ここで、南ベトナムの情勢はまだ直接革命の 時期ではないと明言していることころは、注目 に値するであろう。つづいて、このような情勢 認識のもと、今後の任務について以下のように 提示した。

「1 民衆の革命運動を堅固にし、推進するために、 広範で、強力な民衆による政治闘争を主とし、同時 に武装宣伝隊の活動とも結合して、残忍なテロ政 策、搾取政策、民族を奴隷とし、国を奪い国を売り 飛ばすような政策、アメリカージェム政権による好 戦的な政策に対抗する。敵の政策を阻止し、後退さ せることにより、敵を受身にさせ、政治的に孤立さ せ、アメリカージェム政権を打倒し、民族民主革命 を完成させ、民族独立と民主的諸価値の基礎の上 に、国の統一と平和を実現するための有利な条件を 作り出す。

2 全力を尽くして,革命勢力を建設し,強固にし, 発展させる。革命運動における党の指導を保障し, 時がきて,私たちに有利な条件ができたら,敵に完

全勝利し, 最終的な勝利を勝ち取れるように, 革命 勢力を積極的に温存する。(中略) 武装宣伝隊の力 を使用するのは、大衆の政治闘争という戦略に貢献 するために、ただ戦術 (chien thuat) として用いる ためだということをはっきりと認識しなくてはいけ ない。この使用(武装宣伝隊の武力の使用[筆者 注〕)を,戦略レベルにまで拡大することは間違いで あるが、戦術レベルで適宜使用しないのも正しくな い。しかし同時に、敵の挑発にのって、民衆の政治 闘争が未熟な暴動となることを避けなければならな い。(未熟な暴動を起こせば:筆者注) 敵を敗北さ せ、我々が前進するために有利な時期を迎えるため の,政治勢力を動員し,政治勢力を作り出すことが できるいくつかの有利な条件を失うことになり、そ の結果,運動が受身の状態になる。(下線―筆者注)」 [VKD-20-4: 985-986]

上記に下線を引いた箇所は、1959年5月の総書記の指示の引用である。このことから、1959年5月の総書記の指示と第4回ベトナム労働党南部委員会議が連続したものであったことが分かる。また、上記の任務を遂行する上で注意する点について、以下のように記述されている。

「目下の根本的な任務の実現を保障するために、間違った思想を克服しなければならない。それは、民衆の革命運動をあえて推進しないという、動揺し、右傾化し、臆病な悲観思想である。同時に、(武力:筆者注)闘争に傾斜し、民衆の政治闘争の可能性を見くびり、ゲリラ戦争の発動を欲するような短気で危険な冒険主義思想をも克服しなくてはいけない。」[VKD-20-4: 987-988]

ここでも、武装闘争を政治闘争の補助とする ということが強調されていて、武装闘争に重点 をおくことに反対している。具体的な活動とし て、以下の6点を列記した。重要な点であるの で、少々長くなるが引用する。

「1 民衆の政治闘争運動をより強力に、より広範

に推進して、敵を受身にさせ、孤立させる。

2 民衆の政治運動促進を補助するために、武装宣伝活動を促進させる。

武装宣伝隊の力を使用するのは、大衆の政治闘争という戦略に貢献するために、ただ戦術として用いるためだということをはっきりと認識しなくてはいけない。この使用(武装宣伝隊の武力の使用〔筆者注〕)を、戦略レベルにまで拡大することは間違いであるが、戦術レベルで適宜使用しないのも正しくない。(この点は、1959年5月の総書記の指示の引用である:筆者注)

- 3 民衆に対して,より広範な教育宣伝活動を推進 し,敵をたたき,敵を打倒するための革命の決心を させる。
- 4 アメリカージェムに対抗する民族統一戦線を強固にし、拡大することをやめてはならない。アメリカージェムに対抗する民族統一戦線を強固にし、拡大したいならば、労農同盟を強固にしなくてはいけない。労農運動が強固になればなるほど、アメリカージェムに対抗する民族統一戦線を強固にして、拡大する有利な条件を作り出すことができる。
 - (a) 農村において、現在の農民と密接に関係のある権利を守るため、敵の政策に対抗するために、敵に対する農民運動を組織し、指導するための具体的な計画を立てる必要がある。
 - (a)⁽¹⁰⁾都市において,工場や開墾地内での民衆, 労働者をさらに組織し,労働者の闘争を推進 し,より強力に,より広範に,より連続して行 なうようにする。
 - (b) 強固な労農同盟の基礎の上に、小資本家や知識人(手工業、小商人、小事業主、生徒、学生、公務員、自由業)、民族資本家(サイゴン、チョロン地区)の動員をより重視する。
 - (c) カオダイ,ホアハオなどの宗教を動員する。北から南への移民,少数民族を動員する。
 - (d) 農村と都市,各界の間で補助,連繋していかなければならない。
 - (e) 現在の統一戦線の策略を把握するのは:団結できる人と団結し、中立化できる人を中立化する。特に多少でもアメリカージェム政権に反対する傾向のある人、特に行政や軍隊の下部組織の人に注意する。敵内部の矛盾を利用し、敵を分化させ、孤立させ、私たちのために利用す

る。

- (f) 労農兵同盟を実現するために, 敵の兵士の動員を行う。
- 5 対敵兵工作 (binh van) を促進する。

アメリカージェムは、全力で軍隊の建設を行い、 戦争の準備を行なうとともに、革命運動への弾圧を 準備している。南ベトナム軍の兵士は、敵の弾圧機 構の内部で敵の道具となっている。しかし、ほとん どの兵士は、労働者、おもに農民の子弟である。(中 略)

基本的な要求:敵の軍隊の精神や組織を破壊し、党の指導の下での労農兵同盟を実現し、蜂起を有利にするための条件を作り出し、政権を奪い、流血を最小限におさえる。」[VKD-20-4: 988-1006]

以上が、1959年11月に行われた第4回ベトナ ム労働党南部委員会の決議の内容である。この 決議は、南ベトナムにおいて政治闘争を主と し、武力闘争を補助的に使用するという第15号 決議と、1959年5月の総書記の指示が確認さ れ、具体化された内容となっていると評価でき る。特に、この第4回ベトナム労働党南部委員 会議の決議の中では、総書記の指示から数回に わたり引用されている点に注目すべきである。 第15号決議,総書記の指示,第4回ベトナム労 働党南部委員会の決議の間に、それぞれ関係が あることが分かる。しかし、第4回ベトナム労 働党南部委員会議の決議において, 民衆の総蜂 起を行なうという指令はない。この点から推測 するに、第15号決議と民衆蜂起との関係におい ては、本節のはじめに引用した「第15号決議は 武装闘争と政治闘争とを同時にやれるように指 示したものだ | というチャン・ヴァン・ザウの 評価が妥当であり、第15号決議が総蜂起を指示 したという評価はやや的がはずれていると考え られる。

本論文で検討したように、第15号決議、1959

年5月の総書記の指示,第4回ベトナム労働党 南部委員会議の決議を検討する限り、これらの 文書によって、民衆蜂起の指示が出されたとは 考えられにくい。それでは、グエン・ティ・ ディンはどのような指令に基づいて,1960年1 月に民衆の蜂起を起こしたのであろうか。それ は現地の情勢が、ベトナム労働党が想定してい た以上に, 悪化していたことが原因の一つで あったと考えられる。グエン・ティ・ディンの 回想録には, この時の会議の模様が記述されて いる。グエン・ティ・ディンより上級の幹部 が,「政治闘争を主とし,武力闘争を補助的に用 いる」と政策を発表し、あくまでも政治闘争が 主だと述べたが、武力闘争という言葉がでた瞬 間,会場には拍手が響き渡り,会議は如何に武 器を入手するかという話題になっていった [Ngyuen: 62]。それほど、南ベトナムにおける 革命運動へのゴー・ディン・ジェム政権の弾圧 が,ベトナム労働党,ベトナム労働党南部委員 会の想定を超えて悪化しており、革命運動の勢 力を温存するために、現場の判断としてグエ ン・ティ・ディンが蜂起を行なったとも考えら れる。この仮説が正しいならば、南ベトナムに おける民衆の同時蜂起は, ベトナム労働党の政 策によって引き起こされたというよりは、現地 の住民へ加えられる弾圧に対抗する, 民衆のイ ニシアティブによって発生した民衆蜂起であっ たと考えることが可能であろう。

おわりに

本論文では、1959年の第15号決議と1960年以降に発生する民衆の同時蜂起との関係について検討してきた。この関係について検討するために、3つのベトナム語の一次資料を使用した。

一つはベトナム労働党の第15号決議,もう一つ は総書記がベトナム労働党南部委員会へ送った 1959年5月9日の指示書,最後は1959年11月に 行なわれた第4回ベトナム労働党南部委員会議 の決議文である。第15号決議では、政治闘争を 主に行ないながら、補助的に軍事力を用いるこ とが決定され、その最終的な目標は民衆の蜂起 による南ベトナムでの政権奪取を目的とするこ とが述べられていた。しかし、本論文で使用し た1959年5月9日の総書記の指示書によって、 ベトナム労働党中央が第15号決議を運用する際 に, 軍事力を用いるのは, あくまでも戦術レベ ルであって, 戦略レベルでは軍事力を用いるこ とを想定していなかったことが明らかになっ た。また、第4回ベトナム労働党南部委員会議 の決議文においても、総書記が下した路線に そった決定がなされていた。第15号決議以降, 総書記,ベトナム労働党南部委員会で決定され た政策は、武力闘争を補助的に使用しながら、 政治闘争を主に行なって行くというものであり 総蜂起の指示ではなかったと言える。

第4回ベトナム労働党南部委員会議の決議文において、革命を起こすのは時期尚早であるという情勢認識がなされていたにも関わらず、なぜベンチェにて民衆の蜂起が発生したのか。この点は大きな疑問であるといえる。この問題に対する回答は、北ベトナムのベトナム労働党、およびベトナム労働党南部委員会の想定を超えて、南ベトナムの革命運動に対する弾圧が行われていて、その弾圧に対する南ベトナムの民衆による自衛のための民衆蜂起であったととらえることが可能であろう。この仮説が正しいならば、南ベトナムにおける民衆の同時蜂起は、ベトナム労働党の政策によって引き起こされたと

いうよりは、現地の住民へ加えられる弾圧に対 抗する、民衆のイニシアティブによって発生し た民衆蜂起であったと考えることが可能であろ う。

[投稿受理日2005. 5. 25/掲載決定日2005. 6. 2]

注

- (1) ベトナム語には、独自の発音記号、声調記号が つくが、この論文においては、それらの記号は省 略して記載する。
- (2) ベトナム祖国戦線の設立過程については、拙稿 [福田 (2005)] を参照のこと。
- (3) ベトナム戦争は、東西冷戦構造の中に行われた 熱戦であり、アメリカが始めて敗北した戦争でも あったが,ベトナム戦争の起源を巡って,意見の 相違がある。1950年にアメリカがインドシナ戦争 の一方の当事者であるフランスに, 軍事援助を開 始した年をアメリカの介入の起源とする見解。ま た多国間協調の結果である1954年のジュネーヴ協 定に反対し、アメリカがベトナム国 (いわゆる南 ベトナム)とともに単独宣言を出したことをもっ てアメリカの介入が始まったとする見解。第三に 1961年にケネディ政権が、南ベトナムでの反政府 運動の高まりを押さえこむために、アメリカの軍 事顧問団の南ベトナムへの増派を決定した。いわ ゆるアメリカの特殊戦争の開始である。この点を ベトナム戦争の起源と捉える研究者もいる。最後 に1965年にアメリカ軍の正規軍がダナンに上陸し た時点を,ベトナム戦争が開始されたとする見解 もある。筆者は、1954年のジュネーヴ会議におい て, 多国間協調の結果としてのジュネーヴ協定に 反対し, 一国主義に傾斜した時点を, アメリカの ベトナム戦争への介入の起源ととらえ、1961年に ケネディ政権がベトナムへの軍事顧問団の増派を 決定した時点で、アメリカは引き返し不可能な点 に到達し, 泥沼のベトナム戦争に巻き込まれてい くことになったと考えがえている。
- (4) また、同様の回顧録もある [アン。アン・バオ・ミン「ベンチェの蜂起」アジア・アフリカ研究所編『資料・ベトナム解放史』第2巻(労働旬報社、1970年)。
- (5) ベトナム労働党南部委員会は,1954年10月に南

- 部における革命運動を指導するために組織された。
- (6) フーロイ収容所の事件については, [陸井:216-227] を参照のこと。
- (7) ベトナム労働党第15回中央委員会議は,一回のみの会議をさして第15回中央委員会議と呼ぶのではない。最初の会議は1959年1月に行われたが,その後継続審議され,同年4月に行なわれた第16回会議の後にも第15回中央委員会議は引き続き行われた。第15号決議として正式に決議されたのは,1959年5月のことであったと推測される[VKD-20-1: V]。
- (8) 第15号決議の全文については,以下の2つの文献 [MSVKDC: 91-124; VKD-20-2] に所収されている。
- (9) この政治局決議によって,自衛のために武力を 用いないことはないと,決定された。しかし,こ の決定は,積極的に武力を用いるという決定では なく,あくまでも敵の攻勢に耐えるための,自衛 のための武力を用いるという決定がなされた。
- (10) ベトナム語資料には, (a)が2あるため, 修正せずにそのまま記載する。

参考文献

邦語文献

- アン・バオ・ミン (1970),「ベンチェの蜂起」アジア・アフリカ研究所編『資料・ベトナム解放史』 第2巻,労働旬報社。
- 小倉貞男 (1992),『ヴェトナム戦争全史』,岩波書 店。
- 陸井三郎 (1969),『資料・ベトナム戦争』上,紀伊 国屋書店。
- 谷川栄彦 (1984),『ベトナム戦争の起源』, 勁草書 房。
- 友田錫 (1986),『裏切られたベトナム革命:チュン・ニュー・タンの証言』,中公文庫。
- 福田忠弘 (2004),「南ベトナムにおける革命路線の 萌芽―『南ベトナム革命路線』の検討を中心に」 (2004年度アジア政経学会全国大会,フルペー パー)
- 福田忠弘 (2005),「ジュネーヴ会議後のベトナムに おける統一選挙の実施にむけて」『ソシオサイエ ンス』, Vol.11。

吉沢南 (1999), 『ベトナム戦争:民衆にとっての戦場』, 吉川弘文館。

欧語文献

- Nguyen, Thi Dinh (1976), No other road to take: memoir of Mrs. Nguyen Thi Dinh / translated by Mai Elliott, Ithaca, N.Y.: Southeast Asia Program, Dept. of Asian Studies, Cornell University.
- Thayer, Carlyle A. (1989), War by other means: National liberation and revolution in Viet-Nam 1954-1960, Sydney, Allen & Unwin Australia Pty Ltd.

越後文献

- HDKHXH (1996): Hoi Dong Khoa Hoc Xa Hoi Thanh Pho Ho Chi Minh, *Dia Chi Dong Thap Muoi*, Hanoi, NXB Chinh Tri Quoc Gia.
- LSBN (2002): Hoc Vien Chinh Tri Quoc Gia Ho Chi Minh, Vien Lich Su Dang, Lich Su Bien Nien: Xu Uy Nam Bo va Trung Uong Cuc Mien Nam (1954-1975), Hanoi, NXB Chinh Tri Quoc Gia.
- MSVKDC (1985): Mot So Van Kien cua Dang ve Chong My, Cuu Nuoc, Tap I (1954-1965), NXB Su That.
- VKD (1985): Van Kien cua Dang ve Chong My, Cuu Nuoc, Tap I (1954-1965), NXB Su That.
- NSKLSD (1985): *Nhung Su Kien Lich Su Dang*, vol. 3: Ve Khang Chien Chong My, Cuu Nuoc, 1954-1975, Hanoi, NXB Thong Tin Ly Luan.
- TCLSD (1986): Vien Mac Le Nin va Vien Lich Su Dang, *Tap Chi Lich Su Dang*, so 3 (15).
- Tran Van Tra (2003): "Nhung Chang Duong Lich Su cua B2 Thanh Dong", vol. 1, *Hoa Binh hay Chien Tranh*, Hanoi, NXB Quan Doi Nhan Dan.
- VKD-17 (2002): "Dien: Ve Tinh Hinh, Nhiem Vu va Cong Tac Mien Nam (Nghi Quyet Bo Chinh Tri ngay 8, 9 va 12 thang 6 nam 1956", in Dang Cong San Viet Nam, Van Kien Dang: Toan Tap, vol. 17: 1956, Hanoi, NXB Chinh Tri Quoc Gia.
- VKD-20-1 (2002): Dang Cong San Viet Nam, Van Kien Dang: Toan Tap, vol. 20: 1959, Hanoi, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, (hereafterby VKD-20).
- VKD-20-2 (2002): Nghi Quyet Hoi Nghi Trung Uong Lan Thu 15 (Mo Rong): "Ve Tang Cuong Doan Ket,

Kien Quyet Dau Tranh Giu Vung Hoa Binh, Thuc

Hien Thong Nhat Nuoc Nha", VKD-20.

VKD-20-3 (2002): Chi Thi cua Ban Bi Thu Gui

X.U.N.B, Ngay 7-5-1959, VKD-20.

VKD-20-4 (2002): Nghi Quyet Hoi Nghi Xu Uy Nam

Bo Lan Thu Tu, Thang 11-1959, VKD-20.